

議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成28年12月13日（火）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	榎本町長、西垣副町長、長戸総務課長、杉本企画財政課長、 鈴木議会事務局長	
開 会	13時30分	
記 録 者	議会事務局書記 前田あずさ	
審 査 事 項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	*起立、礼 始める。 津村前議長の葬儀があり、日程を変更して午後からの開催 とさせていただいた。 12月定例会に向けて、よろしくお願ひしたい。 町長よりごあいさつ願ひたい。
あいさつ	榎本町長	前津村議長の葬儀ということで時間変更していただき、厚 くお礼申し上げる。 ご指導よろしくお願ひしたい。
	芝岡委員長	議長よりごあいさつ願ひたい。
	船木議長	皆さん、ご苦勞さまでした。 12月定例会を控えての議会運営委員会だ。一般質問も8人 だ。慎重審査よろしくお願ひしたい。
審査事項 1)①②	芝岡委員長	審査に入る。 審査事項1)12月定例会の会期日程等の議会運営に関する事 項①諸般の報告、②会議録署名議員の指名について、局長よ り説明願ひたい。
	鈴木議会事務局長	*日程表により説明
	芝岡委員長	意見等伺う。
	皆	なし。
③	芝岡委員長	③一般質問について、説明願ひたい。
	鈴木議会事務局長	昨日5時までには8名の通告があった。 *資料 P2～説明 ①澤 治樹議員 3件 5項目 ②杉村 宏議員 4件 10項目 ③日出嶋香代子議員 3件 7項目 ④田中伸吾議員 2件 4項目 ⑤芝岡みどり議員 2件 7項目 ⑥川口耕司議員 3件 7項目 ⑦寺垣智章議員 2件 3項目

		⑧田中克美議員 2件5項目(5項目目(a)~(e)) ご覧いただき、ご審議願いたい。
	芝岡委員長	8人と多い。 一人ずつ、お気付きの点があれば何う。 澤議員から。
	皆	なし。
	柳副議長	執行部にも確認を取られた方がよい。
	芝岡委員長	澤議員の質問について、執行部いかがか。
	執行部	なし。
	芝岡委員長	次、杉村議員。
	柳副議長	4.ふるさと納税について、1の額は出るのか。
	杉本企画財政課長	計算上は出る。
	柳副議長	気を付けなければならないのは、根拠のある答弁ができる かだ。
	杉本企画財政課長	国の数字等も踏まえて出すことは可能だ。
	柳副議長	返礼品を渡しても町のPRと考えれば、受ければ得だけど 岩美町民が出した場合には、穴が開いて差額がこれだけだと 知らしめるわけだ。もらうのはよいけど、出すのは損だみた いなことをおっしゃりながら、本町の対応については、返品 の充実を考えろというような意味で反対的なことできてい る。 私が答弁するわけではないが、そこを絞られないといけな いと思うが、どのように考えるか。 岩美町民が他市町村へ寄付すると、穴が開くということ をおっしゃりたいものだ。 どういう捉え方をするのかということも含めて、よく検討 してほしい。
	芝岡委員長	執行部、特にないか。
	執行部	なし。
	芝岡委員長	次、日出嶋議員。
	柳副議長	②の、「もしもこうなったらどうですか」という質問はどう かと思う。それについて、町が答えるべきものなのか。 町の事務と言えはそうだが、発動されていない問題で、国 政問題だ。 発動されたらどうするかというような部分については、議 運で検討していただきたい。何でもありになってしまう。 食品基準の問題等も、それぞれの食文化が違うこと等によ って国際的な基準があるというようなことも踏まえて、本当 に岩美町の事務に値するのかということも、もう一回振り出 しから考えなければならない問題ではないかということをも 提案させていただく。
	芝岡委員長	執行部の方はどうか。
	長戸総務課長	国政ではないかという気がしている。
	柳副議長	TPPは枠組みさえでき上がっていない。

		町の事務に直結するのか。言い出したらきりが無い。 すべての国政問題が町に関わるということで、すべてが質問の対象となる。
	芝岡委員長	受ける際に何かあったか。
	鈴木議会事務局長	TPP そのものは国の政策だと話している。 内容が学校給食を守るためにとあったので、町の事務に当たるかと思い、受けた。 前回の田中克美議員の質問でも、部落差別の法律で案ということがあった。
	柳副議長	答弁ができない質問ではない。 これがきっかけとなって、すべての国政問題を町村議会で処理できるようなスタイルが慣例化してしまうのはどうかということを申し上げておく。
	芝岡委員長	仮にこういうことになったらという質問は、受けられないという意味か。
	柳副議長	そもそも、議会改革調査特別委員会でも議論があったが、国会審議中や法案成立を前にして、どこまで物が言えるのかということだ。町村の一般事務に当たるのかということだ。拡大解釈は極力やめようという議論をしてきた経過がある中で、そろそろ明確にしなければならぬと思う。 今局長から、学校給食を守るためにということがあったが、それをもって町の一般事務と言うと、みんな関わりが出てくる。 自治事務や法定受託事務等いろいろな分野で一度整理しないと、人が替わるたびにこれは許容範囲、これは違うという議論は、もうそろそろ避けるべきだ。
	芝岡委員長	議長、いかがか。
	船木議長	議運の委員が議論してほしい。それでないと進歩がない。いつも副議長が言って流れる感じだ。初めに委員が言って、委員長がまとめて、正副議長が言うのが筋だと思う。
	芝岡委員長	委員さん、言ってください。 澤委員、いかがか。
	澤委員	②の①は国策だと思うので、取り上げるべきではないと思う。国に対しての見解だ。質問できないことになっていると思う。
	芝岡委員長	国政に絡んで適当でないということですね。 寺垣委員、いかがか。
	寺垣委員	「本町の～」と書くと、町の事務に見える。何でもよいのかということになる。 一般質問は町の事務に関することだけと勉強しているので、私もこれはどうかと思う。
	芝岡委員長	適当でないということですね。
	寺垣委員	適当でないと思う。 前にもあったが、判を押していることもどうかということ

		<p>がある。</p> <p>中身を見ると、国政は扱わないと言いながら、書き方で扱ってきたということがある。どこで線引きをするかだ。</p> <p>今回の日出嶋議員の質問は、国政だと思う。不向きだと思う。</p>
	芝岡委員長	<p>国政に絡んで町のことを聞いているということで、適当ではないということですね。</p> <p>本人と連絡が取れるか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>連絡は取れるようになっている。</p>
	芝岡委員長	<p>国政絡みで、適当でないということでよいか。</p> <p>今後国政に値するものは受けないことにしなければならないが、その点はどうか。書きようで受けてきたこともある。</p>
	船木議長	<p>悩ましいところだ。</p> <p>TPP については、田中克美議員にはあだこうだと言いながら、許してきた経過がある。「何で私だけいけんだ」ということになる、そこが悩ましいところだ。</p>
	澤委員	<p>田中克美議員は、「町が与える影響はどうか」と聞いている。</p> <p>②の①は、もろに TPP に対する町長の見解だ。</p>
	船木議長	<p>②の①は、「学校給食を守るために」ということが書いてある。</p>
	芝岡委員長	<p>私は、②の②の方が、「この TPP が実際に発動されると…」とあるので、適当でないと思う。</p> <p>執行部はどうか。</p>
	榎本町長	<p>住民生活に関係あるかないかの判断は難しい話だ。おそらく、国民生活イコール住民生活であれば、ほとんどがなると思う。</p> <p>ただ、所管する事務の範疇という定義を適用するならば、制度そのものに町がどのように対応していくかという辺りは考えていかなければならないと思う。</p> <p>問われれば、「知りません、国に言いなんせえなあ。」というわけにはならないと思っている。</p>
	柳副議長	<p>私が言っているのは、問い方のテクニックの問題ではない。</p> <p>TPP について執行部に気を遣うのは、食の安全と言いながら外食産業を見たらわかるように、玉ねぎも芋もピーマンもネギも外国産を使う。レトルト食品を見ても、ほとんどが外国産だ。大手を敵に回すような執行部の対応にもなりかねない。</p> <p>町長が答弁する以上は、町長が責任を取れる範囲内でないといけないということを行っているだけだ。</p> <p>テレビ、マスメディア、新聞を見て国政をつまんでこられて言われても、責任が持てないということだ。</p> <p>問い方のテクニックでなく、深く考えなければならない。</p>
	芝岡委員長	<p>皆さんは適当でないというご意見だ。</p>
	澤委員	<p>適当でない理由を、議会運営委員会として出さなければな</p>

		<p>らない。委員長として出さなければならない。</p> <p>委員が言ったからいけんというわけにはいかないでしょう。</p>
	柳副議長	<p>議長が言われるように、委員が「これはだめだ」とおっしゃるのなら、こういう根拠に基づいてだめだという意見を言ってもらえばよい。私ではなくて、委員が言ってください。</p>
	芝岡委員長	<p>国政問題で今までいろいろと議論してきた。</p> <p>日出嶋議員の質問は、まだ決まっていないことについての質問ということもあるし、町への影響もわからない。</p>
	船木議長	<p>議会運営委員会で認められなかったということもあるが、次に来るのは、「田中克美議員のはよくて、私のはなぜいけないか」ということだ。</p> <p>議長として、良い子悪い子はつくりたくないの、非常に悩ましいところだ。</p>
休憩 再開	芝岡委員長	<p>休憩する。</p> <p>14時15分 休憩</p> <p>再開する。</p> <p>14時30分 再開</p> <p>日出嶋議員の②の質問について、先ほどから皆さんのご意見を伺うと、国政なので適当でないということだった。</p> <p>今まで受けてきた経過もあり議長は心配されているが、適当でないということで取り下げてもらおうことにするのがよいのかどうか。</p> <p>国政については、今後やめることとするのか、それとも内容を変えて受けるのかどうか。本人の了解が得られれば、取り下げることとするのか。</p>
	寺垣委員	田中克美議員の質問も同じようなことになると思う。
	芝岡委員長	田中克美議員も待機しているのか。
	鈴木議会事務局長	確認していない。
	澤委員	②は止めてもらうということか。
	芝岡委員長	そうだ。
	柳副議長	私は大きな②全部がだめだと思う。
	芝岡委員長	田中克美議員の分はまたあとでやるということで、今は日出嶋議員の分をしたい。
	川口副委員長	<p>どこかで線引きしなければならない。</p> <p>今後のこともあるので、議会運営委員会としての見解を出さなければならないと思う。</p>
	澤委員	今まで受けてきているということがあるが、①も②もいけないと思う。
	芝岡委員長	今後国政が出てきたら、取り下げてもらおうことになると思う。どういう質問であろうと、国政はやめてもらうということによいのか。
	柳副議長	事務局の頭に入っている部分で結構なので、一般質問の範囲は今こうだということをお願いしたい。

	前田書記	<p>先ほど寺垣委員もおっしゃられたように、基本的には町の一般事務にかかることしかできない。</p> <p>基本に戻ってご意見を出していただき、議運の議論としてそれを議運以外の議員にも協議していただいた上で、一般質問を通告していただくのがベストだと思う。</p>
	芝岡委員長	<p>以前、議会改革調査特別委員会で議論した際に、国政問題は一般質問に値しないという結論を出したように思う。</p> <p>その後田中克美議員も「明るい岩美」で、「議会で国政問題はだめだと言うことを決めた」と書かれた。</p> <p>議会改革調査特別委員会で決定づけたことを、今までは内容によって受けてきたことがあったと思っている。</p> <p>議会改革調査特別委員会で決めたことを、はっきりと議運でもう一度確認していただき、その時にこうしたんだということを書いていくという風にしてはどうか。</p> <p>今後は国政問題に値することは受けないということで、町の一般事務に限るということにしたいが、どうか。</p>
	船木議長	<p>日出嶋議員の②を全部削除させて、今後国政問題は町の事務に限るということにしていくということだが、「これをやめさせてこれでいきます」と言うよりは、私としては今までの流れがあるので、字句を変えさせたりして質問させて、議運ではっきりと次回からの一般質問は町の事務に限るということを徹底させて、周知してから実行する方がよいと思う。</p> <p>こだわるが、田中克美議員には、「あなたの意見を言うのはよいでしょう」と言ってきた。</p> <p>この日出嶋議員の TPP 問題も、町の事務に限った質問に直してもらって、次回から徹底させることでご理解いただきたい。これをやめさせて、次回から全部いけませんというよりは、今までの流れからして穏やかにいけるのではないかと思う。</p>
	芝岡委員長	<p>議会改革調査特別委員会の時に日出嶋議員もおられたので、ご存じのはずだ。私は言ってもよいと思う。議会改革調査特別委員会におられなかった議員はご存じない方もおられるが、あれだけ議論した中で、わかっておられると思う。</p>
	船木議長	<p>議会改革調査特別委員会の議論が済んだ後に、TPP の問題も質問させている。これも岩美町の事務ではないけどという話もあったが、一般質問させている経緯もある。</p> <p>日出嶋議員が出してきたら、「あなたはだめ」という理由をどう付けるのかと思う。</p>
	芝岡委員長	<p>だから今議運で、議会改革調査特別委員会で確認したことが議論になっているので、議運ではこう決めたということにしたいと思っている。</p>
	船木議長	<p>今までの流れは考慮せず、今後一切だめということにするということか。</p>
	芝岡委員長	<p>そうしたいと思う。</p>

		この中身を変えても TPP は出ると思う。
	船木議長	委員長は日出嶋議員に「議運でこのように決まったので、取り下げてください」と言って、日出嶋議員が「何で他の人は許して私のはだめなのか」と問われたら何と言うのか。
	芝岡委員長	その時日出嶋議員もおられたので、国政問題がだめだというのは知っていると思う。
	船木議長	そのことでなく、田中克美議員にはさせておいて、何で私は質問できないのかと言われたら、どのような理由付けをするのかということだ。
	芝岡委員長	議運の皆さんの意見がそのように一致したということをお願いしたい。
	船木議長	「今回きっちり決めたのでだめです」と言うということですね。
	芝岡委員長	委員の皆さんはどうか。 議長は、今回は中身を変えてもらって受けて、次回から国政問題は受けないとしたらどうかということだったが、どう思われるか。
	寺垣委員	ルールとして、今書いてあることを字句を変えて質問することができるのか。
	鈴木議会事務局長	受付印はあくまでも通告を受けたということで、中身を受けたということではない。質問は議長の許可を得てするものだ。議長が判断するが、議長が議運に諮問していると思っている。 質問を変えることはできないと思う。
	寺垣委員	訂正はできるが、TPP はだめだということになると、内容が変わってしまうと思う。ルール上ではできないと判断する。字句を変えて中身を変えることはできないと思う。ふさわしくなければ、「できませんよ」と言うしかないと思う。
	芝岡委員長	今回から「できませんよ」と言うということですね。
	寺垣委員	ルール上できないのなら、できんと言うしかないと思う。
	澤委員	今回からきちっとするというのでよいと思う。
	川口副委員長	議会改革調査特別委員会で議論されたということがあがるが、国政はできないという認識を皆がしているのか。
	芝岡委員長	認識というか、してもよいという意見もあった。 全員が国政はだめだという意見ではなかったが、最終的に、国政問題はやめようということだったと思う。
	船木議長	はっきり書類に残っているのか。
	柳副議長	認識しているかどうかという問題ではなく、憲法でも自治法でも中身を認識している人はいない。議会で言えば会議規則や委員会条例があるが、どこまで自分が知っているかではなく、そういう規定があるというルールに基づいて動くべきだということを寺垣委員は言っておられるのだと思う。 「私は認識していないからこのルールは知りません」では通らないということを書いておられるのだと思う。もっと言

		<p>えば、確定したルールがあるにも関わらず、今まで議運の怠慢だと言われても仕方がないが、ルールで決まっていることは間違いないという発言だと思う。</p>
	船木議長	<p>議会改革調査特別委員会ではっきり決定された事項になっているのか、調べてほしい。</p>
休憩 再開	芝岡委員長	<p>休憩する。 14時55分 休憩 再開する。 15時09分 再開</p>
	鈴木議会事務局長	<p>全協(*H25.11.21)で国政問題について、町民に直接関わりのあることは一般質問の範囲とされている。なお、関わりを具体的に通告書に記載するというようにされている。</p> <p>以前、田中克美議員が「TPPを阻止するため反対集会をせよ」という質問の通告があったが、これについては国政の可否に当たるので、一般質問の範囲外となっている。そういう見解で賛成を得ているということだ。</p> <p>その質問について議運で議論して、本人に取り下げしてほしいということを行ったが、本人は「取り下げない」ということだった。議運に判断を任せるということで、不許可としている。通告書から削除している。そのような経過がある。議会改革調査特別委員会の報告書には、内容についての記述が見つかからない。</p>
	船木議長	<p>全協で決めたということだな。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>そうだ。</p>
	柳副議長	<p>国政の可否だけか。</p> <p>例えば、国政問題はなじまない、ただしこの程度は許すという書き方なのか。</p> <p>国政についてそれは適当でない、直接関わりがある問題については可とするというような書き方なのかということだ。</p>
	芝岡委員長	<p>町長から言っていたのだが、日出嶋議員の②については町に関わる部分だけを答弁されるということでよいか。</p> <p>内容はこのように書かれているが、町行政ということで答弁していただく。</p> <p>今回はこのままお受けして、次回までにもう一度はっきり決めて、また全協を設定していただくようにしたいと思う。よろしいか。</p>
	皆	<p>よい。</p>
	芝岡委員長	<p>日出嶋議員のはよいか。</p>
	皆	<p>よい。</p>
	芝岡委員長	<p>次、田中伸吾議員。</p>
	皆	<p>よい。</p>
	芝岡委員長	<p>次、芝岡のはよいか。</p>
	皆	<p>よい。</p>
	芝岡委員長	<p>次、川口議員の質問はどうか。</p>

	川口副委員長	杉村議員もクマ対策について出しているが、杉村議員が答弁いただく中でさせていただくということで、同じような質問があるが、とりあえず落とさないということをお願いしたい。
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	寺垣議員の質問はどうか。
	船木議長	1の2について、朝の連続テレビ小説の舞台やロケ参考地というのは、岩美町のことを言っているのか。
	寺垣委員	そうだ。 例えば、澤田夫妻を題材にしたり、エリザベス・サンダース・ホームを題材にしたドラマを、大磯町と協力してテレビ局に働きかける取り組みということだ。
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	田中克美議員の質問はどうか。
	柳副議長	1について、町は法律に則って公の施設の管理をしているのでしよう。
	長戸総務課長	調べさせているところだ。
	榎本町長	設計したところにもう一度確認を取らなければならないのではないか。
	柳副議長	当時の基準を下回っていたら、建て替えということになるのか。
	長戸総務課長	今は法律が改正されても、当時つくったものはOKだ。新しいものは新しい基準になる。
	榎本町長	耐震基準としてはクリアしているけど、基準以上のことを想定して建てているものはよいが、基準どおりにしていたら使えないということを指摘しているものだ。 なぜかと言えば、地盤そのものがずれてしまってというようなことが起きたがために、耐震基準を満たしていてもこのようなことになっている。
	長戸総務課長	全部の施設について調べるように指示はしている。
	柳副議長	2の③、「発動できない点をいくつか指摘したい」というのは法律の可否だ。さっきの局長の説明に照らし合わせると、不合格ではないか。
	鈴木議会事務局長	受ける時に困った。 前回の9月定例会の質問の続きで、町には厳しい差別はないという認識があって、その中で法律が施行されるとなった時に、この法律を町は運用できるかということのようだ。
	柳副議長	2、③(e)は、法律はいけんと言っている。
	榎本町長	「発動」とは初めての言い方だ。何を意図しているか確認してほしかった。
	鈴木議会事務局長	その事務をすることが発動なのかと受け取った。
	榎本町長	「発動」と「施行」は何が違うのか。

	鈴木議会事務局長	法律に基づいて、町が実際に事務をしていくということを「発動」と言っていると私は理解した。
	柳副議長	これは国会での〇〇委員会質疑とか、そんなのだ。政党間の争いだ。 施行された法律を守らん、私は知らんという権限が町長にあるのかということだ。
	榎本町長	今までにないくらいしつこい。
	芝岡委員長	取り下げてもらうか。 本人もわかっておられると思う。
	柳副議長	国政問題の可否だと思う。
	榎本町長	自治体事務になるところが法律にあるかどうか、よく確認しなければならない。 組上にあるものを取り下げてもらうわけにはいかない。執行部側としては、町の固有の事務という観点で捉え、答弁させてもらうということしか言えない。
	芝岡委員長	では、このままで。
	榎本町長	おそらく私の答弁は関係ないと思う。自分の主張を、議場で町民に向けて言うということだ。政党の主張をる述べられるということだ。 議運では非常に議論があり、取り下げてもらおうという空気があったことについては、伝えてもらわなければならない。 従って、もう一度申し合わせたような形にしていなければありがたい。
④	芝岡委員長	④議案審議について、説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	町長提出議案 14 件で受けている。 内容は執行部から説明願いたい。
	長戸総務課長	議案第 115 号から第 124 号までは私が、第 125 号からは企画財政課長に説明させる。 * 議案第 115 号～第 124 号について説明
	杉本企画財政課長	* 議案第 125 号～128 号（補正）について、別紙資料（平成 28 年度 12 月補正予算概要）により説明
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
⑤	芝岡委員長	⑤請願・陳情・要望等の審査について、説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	* 資料 P18～説明 内容についても、前回提出のものと一字一句変わっていない。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
⑥	芝岡委員長	⑥会期及び日程(案)について、説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	* 資料 P1 により説明
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
⑦	芝岡委員長	次、⑦その他の議会の運営に関する事項について、説明願

		いたい。
その他 1)	鈴木議会事務局長	* 日程表により⑦と、4.その他 1)議会放送について説明
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
2)	芝岡委員長	次、4.その他 2)平成 29 年度当初予算（議会関係）の協議について、説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	* 日程表により説明
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
3)	鈴木議会事務局長	3)懇親会についてだが、ホープスターが来年 1 月一杯ということがありそこを考えているが、送迎のバスがつかえている。なんとかならないかとホープスターにも検討してもらっている。 参考で年末年始の行事予定を載せている。よろしく願いたい。
		※執行部退席(15:50)
その他 H29 年度予算について	芝岡委員長	その他に入る。 先進地視察について、2 年続けて行ったが、地方創生も丸 2 年が終わった。来年は中止にしてはどうかと思っている。何か事案があった際にはどうか。
	澤委員	後から出た時にするということだが、補正ですということか。
	鈴木議会事務局長	昨年行った時も補正を組んでいる。28 年度は当初から予算を組んでいる。
	柳副議長	委員長が提案されたように、地方創生に関わる現地調査はしないということであれば予算付けはしなくてもよいが、行くなれば予算付けしておかなければならない。その辺も確認した方がよい。
	船木議長	皆さんの考えだ。 何かあった時に行くという可能性があるのなら、29 年度も当初に意思として組むべきではないか。補正というのは、発想的に厳しい感じがする。
	柳副議長	補正は原則で言うといけん。 しかし、目的が明確でないのに予算要求もできない。編成する側から言うと、目的やある程度の方向性のないものを予備的に予算を組むというのは、基本的に認められない。当初予定していなかったが、急ぎよ事案が発生した時は補正を組んで執行することとなる。
	芝岡委員長	2 年間視察に行ったが、岩美町の方がよくやっているというところもある。
	柳副議長	何でだと聞かれた場合に大事なものは、地方創生の期間は 5 年だが、来年度先進地視察をして、あれもこれも仕入れてどうなるのかということがある。 今の戦略を一步一步確実に進めることが大事だという観点

		から、先進地調査は、地方創生に基づくものはやめましょうということだ。 ただし、突発的な事案については、議会で話し合っ必要があれば補正対応という結論にせんといけん。
	芝岡委員長	皆さんの考えはどうか。
	澤委員	なかなか視察先もないと思う。予算計上しなくてよいと思う。
	芝岡委員長	来年度は休憩させていただきたい。よいか。
	皆	よい。
	澤委員	地方創生のまちづくりは、総務教育でしっかり見てくる。
	柳副議長	常任委員会の行政事務調査の予算だが、一人8万円だったものが10万円になっている。最近の社会情勢を鑑みた場合に、総務教育は積み立てて持っておられて、個人の持ち出しが発生している。12万円くらいにならないのか。時代に合った予算措置が必要ではないか。公務で行くのに、なぜ私費を出さないといけないのかということが問題だと思う。10万円を20万円にせよとは言っていない。使わなかったら返せばよい。
	鈴木議会事務局長	予算の中で公費として賄える部分は、交通費、日当、宿泊料は単価が決まっている。日当、宿泊料で昼、夜食事をしたりするが、賄えばよいが、あとは自分で食べたものなので払う。そういった部分で出たところは個人負担してもらっている。
	柳副議長	前の総務は、自分の飲み食いは別として、多い時は7万円負担とかがあった。
	鈴木議会事務局長	言われるように、行先とかで交通費がかかって10万円で収まらないのは考えられる。実際かかったものは公費で見るのが筋だと思う。
	柳副議長	要求だけはしてほしい。いけんと言われればよい。
	船木議長	縛りはないでしょう。
	鈴木議会事務局長	この10万円は誰がどう決めたのか、私にはわからない。
	柳副議長	10万円だったものを8万円にして、また10万円にした。
	船木議長	単価を上げるために、地方創生はやめようということか。
	芝岡委員長	違う。
	柳副議長	地方創生をやめたから上げてほしいというものではない。常々そう思っていたものだ。本当に行きたい場所に行くという部分を言っている。
	鈴木議会事務局長	25年度の予算の議運で、それまで8万円だったものを10万円にしている。
	柳副議長	行きたいところがあるのに、予算がないから一歩手前にしたということではいけないということだ。
	澤委員	25年度以降、足が出た部分があったかということだ。金がないからやめるということではないでしょう。
	柳副議長	交通手段もある。遅く帰ってきたら、翌日仕事を持ってお

		られる議員もいる。
	船木議長	皆で協議しよう。 予算的には余裕があるでしょう。
	鈴木議会事務局長	今年も10万円くらいだ。
	柳副議長	中身を精査しているはずだ。
	芝岡委員長	範囲内で収めようとしておられると思う。
	柳副議長	このような意見があったという程度でよい。
	芝岡委員長	他にあるか。
議員控室のロッカーの鍵について	鈴木議会事務局長	控室のロッカーの鍵について相談したい。 捜しても鍵がないので、シリンダーごと鍵を取り替えることになる。 これまで1ヶ所に2万円くらいかかると言っていたが、もう一度木山建具さんに見てもらって、今のシリンダーの穴に合うものを見付けてもらった。今20ヶ所あるが、とりあえず議員の数と監査委員で13にした場合は、7万6千円くらいになる。どうしても必要ということになれば、取り付けなければならない。
	澤委員	するなら全部する、せんならまったくせんで二者択一か。
	柳副議長	全部するのは当たり前だ。改選後を考えて時に定数が変わることはないと思うので、するなら13はすべきだ。
	船木議長	プライバシーは、やはり保護しなければならない。
	柳副議長	鍵がかけられる状態にしておかないといけない。すべきだ。
	鈴木議会事務局長	改選の時には鍵を返してもらわないといけない。
	芝岡委員長	では、鍵はつくってもらうこととする。 これは予算に上げることになりますね。
	鈴木議会事務局長	本来はそうだ。
	柳副議長	庁舎の維持管理だ。正式に予算要求すべきだ。
お茶会計について	鈴木議会事務局長	総務課長にも相談している。 この前からお茶会計をどうするかも、同時並行で議論してもらっている。
	柳副議長	それはおかしい。 お茶会計は議会費を抜いてプールしていた金ではない。歴代の議員、現職の議員が積み立ててきたものだ。それを総務課長が出せというなら、私は物を言う。目的をもって徴収しているものだ。
	鈴木議会事務局長	鍵がないというところの問題もある。
	柳副議長	職員でロッカーの鍵がなくなったら、全部自費で直すのか。公のものは公で見ないといけないと思う。施設の管理だ。もっと言えば、我々が入った時にはなかったものだ。
	澤委員	田中克美議員は知らないのか。
	鈴木議会事務局長	鍵をもらったことがないということだ。
	柳副議長	お茶会計で出すことはおかしい。 庁舎の維持管理になると思う。 自分たちの金が残っているから、それを使うという話ほど

		うかと思う。議友会の皆さんに叱られる。
	鈴木議会事務局長	9月頃の数字だが、31万3千円ほどある。累積だ。 改選した26年7月は、23万5千円だ。この間に7万7千円ほど増えている。現議員が貯めてきた部分だ。
	船木議長	議員だけでなく、職員の分も入っている。
	柳副議長	私は繰り越しすべきでないと思う。改選した時には、ゼロからスタートだと思う。それを皆さんに了承していただけるか。 もう一つの案とするならば、30万円あるのだから、10万円程度、あるいは5万円かもしれないが、これだけ繰り越して、残りをどのようにするかという考え方があると思う。 私は、できれば一回きれいにした方がよいと思う。では、30万円をどうしようかということがあるが、個々具体的に、現議員は7万いくら積み立てがあるということを書いていたら論争になる。ただし、先輩の議員からいただいている部分もある。それをどのように考えるかと言えば、一つの組織しかない。それは議友会だ。 こういう処分をさせてほしいと相談すべきだと思うが、私の案は、議友会に10万円だ。20万円は政策に使えばよいと思う。議会と直接関係するのは、議友会しかない。 10万円をよしとしていただけるなら、20万円は議会内の金となる。ということになると、12名プラス職員できれいに割ってもよいし、現金はどうかということがあれば、あと1年半あるので、懇親会に回してもよいと思う。 何よりも改選後にはゼロからスタートすべきだ。相談できるのは議友会しかない。
	澤委員	議友会とはまったく話をしていないのか。
	鈴木議会事務局長	はい。
	柳副議長	亡くなった方もおられるし、議友会と議会で話をしないと決着がつかない。 「議運でこういう案が出て、これしか解決策がありません」ということで、議長にはご足労だが、竹内会長と話をさせていただきたい。
	船木議長	半々は、ちょっと行き過ぎだなあ。
	柳副議長	議友会も実質分けようがない。 100パーセントが現12名プラス職員の金ではない。いくらかということは見えない。計算のしようがない。「20万円を今後の政策費にください」と議友会に言わなければならない。
	澤委員	金額は議友会と議長で話してもらってもよい。一任する。
	船木議長	改選前の残高を分けるという話でしょう。2年半前の残高を議友会とどう分けるかという話でしょう。改選後の残高は、議友会に関係ない。
	柳副議長	トータルでざっと30万円ある中で、最終的にどう処分するかとなった時に、受け取り手は議会と議友会しかない。そこ

		での割り振りを何割にするかということだ。
	船木議長	議友会が3分の1ということか。
	澤委員	今をゼロにするということか。
	柳副議長	だから、議会と議友会に了解いただければ、議友会に即10万円を出してもよい。 その残りをあと1年半で何にあてがおうかということだ。最後に残っても微々たるものだと思うので、花でも買えばよい。有意義な使い方を考えよう。同時進行で500円の徴収は継続する。止めたらやりにくくなる。 3分の1は議友会で、3分の2は議会という持って行き方をしないといけないと思う。そのような考え方をしないと事務局もえらい。
	澤委員	議長に一任しよう。
	柳副議長	そう言っている。 考え方をまとめないといけない。繰り越しを持つのかということも含めて、きちんと整理しておかなければならない。
	芝岡委員長	お金は改選時に清算して、またゼロから出発するということですね。
	柳副議長	改選時にはゼロになっているということだ。 (改選前の)6月定例会の時に3千円余っていたら、花を買ってもらえばよいし、5万円余っていたら、記念品でもよい。そういうことを考えればよいということだ。 改選時にはゼロになるということだ。 それを了解してもらえるか、議運で決めればよいと思う。そこまで決まれば、議長と会長とで協議してもらえばよい。
	芝岡委員長	そういうことでよろしいか。
	皆	よい。
	船木議長	ここで決めたからそうするということではいけない。やはり、皆さんに言わないといけない。
	柳副議長	全議員の中で、「こういう案が示された」ということでよいと思う。それで議長と会長が交渉していけばよいと思う。数字については、一任すればよいではないか。
	芝岡委員長	では、そういうことにさせていただきたい。 局長、よろしいか。
	鈴木議会事務局長	はい。
閉会	芝岡委員長	これですべて終わる。 *起立、礼 16時45分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

平成 年 月 日

議運委員長 芝岡 みどり